

東法 1 第 2 2 1 号
平成 28 年 12 月 7 日

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷96番地
ヴィタリス製薬 株式会社
代表取締役 浦部 一之 殿

東松山税務署長 坂戸 裕之



酒類販売業免許の条件緩和通知書

平成28年 9 月 26 日付で申出のあった比企郡吉見町大字下細谷字東上96番 2 階の酒類販売業免許の条件緩和については、これを認めることとし、昭和30年 6 月 1 日付で通知した酒類販売業免許に付けた条件を平成28年12月 7 日付で下記のとおり改めましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

記

酒類の販売方法は、リキュールの卸売並びに通信販売を除く小売に限る。